★ 2号・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)の保育料について ~保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業~

※4月1日現在の年齢による 徴収基準額(月額)					
階層	di Mi		0・1・2 歳 児		3・4・5 歳 児
区分		定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第 1	生活保護世帯等		0 円	0 円	
第 2	市民税非課税世帯		0 円	0 円	
第 3	市民得税が区該る町税割額次分当世村所課※のにす帯	48,600 円未満	10,000 円	9,800 円	・ 階層にかかわらず O円
		(ひとり親世帯等)	5,000 円	4,900 円	
第 4 - 1		57,700 円未満	18,000 円	17,600 円	
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円	
第 4 - 2		62,000 円未満	18,000円	17,600 円	
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円	
第 5-1	※料の使る村所課は宅金別保算際用市民得税、借等控育定にす町税割額住入特除	77,101 円未満	26,000 円	25,600 円	
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円	
第 5-2		97,000 円未満	26,000 円	25,600 円	
		(ひとり親世帯等)	20,800 円	20,480 円	
第 6		169,000 円未満	39,000 円	38,400 円	
		(ひとり親世帯等)	31,200 円	30,720 円	
第 7		301,000 円未満	54,000 円	53,100 円	
		(ひとり親世帯等)	43,200 円	42,480 円	
第 8	等適用 前の税	397,000 円未満	56,000 円	54,800 円	
第 9	<u> </u>	397,000 円以上	58,000 円	56,400 円	

- ※令和3年4月分から適用です。令和2年度の保育料について確認したい場合は、こども課までお問い合わせください。
- ※給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料などの実費で徴収する費用は、無 償化の対象外ですので、実費で施設にお支払いいただきます。

(副食費の免除について)

年収 360 万円未満相当世帯*1の子どもたちと全ての世帯の第3子*2以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

- ※1 上記の表で第1階層から第 4-1 階層までの世帯 (ひとり親世帯等の場合は第1階層から第5-1 階層まで)
- ※2 小学校3年生(同一世帯のみ)までを第1子として計算

保育料の多子軽減について

1. 国による軽減措置

すべての階層において、第1子・第2子が未就学児の場合、第2子の保育料を半額とし、

第1子・第2子・第3子以降が未就学児の場合、第3子以降の保育料を無償化とします。

また、下記の場合には、生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降が 軽減の対象となります。

- ●二人親世帯の場合 (第3階層から第4-1階層まで) 第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化
- ●ひとり親世帯等の場合 (第3階層から第5-1階層まで) 第2子以降の保育料を無償化



2. 茨城県による軽減措置

下記の場合には、国の軽減同様で生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2 子以降が軽減の対象となります。

- ●二人親世帯の場合 (第4-2階層から第6階層まで) ひとり親世帯等の場合 (第5-2階層から第6階層まで) 第2子の保育料を半額
- ●二人親世帯の場合 (第4-2階層から第9階層まで) ひとり親世帯等の場合 (第5-2階層から第9階層まで) 第3子以降の保育料を無償化

3. 那珂市による軽減措置

国及び県の軽減該当世帯以外について、小学校3年生までを第1子として計算し、入所の お子さんについての軽減を実施します。

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化

